

別紙2 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 通則 1～3 (略) 区分 01 訪問看護基本療養費(1日につき) 1 訪問看護基本療養費(I) イ 保健師、助産師又は看護師による場合(ハを除く。) (1)・(2) (略) ロ・ハ (略) <u>ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合</u> <u>5,550円</u> 2 訪問看護基本療養費(II) イ 保健師、助産師又は看護師による場合(ハを除く。) (1)・(2) (略) ロ・ハ (略) <u>ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合</u> <u>合</u> (1) <u>同一日に2人</u> <u>5,550円</u> (2) <u>同一日に3人以上</u> <u>2,780円</u> 3 訪問看護基本療養費(III) (略) 注1 1 <u>(ハを除く。)</u>については、指定訪問看護を受けようとする者(注3に規定する同一建物居住者を除く。)に対して、その主治医(健康保険法第63条</p>	<p>別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 通則 1～3 (略) 区分 01 訪問看護基本療養費(1日につき) 1 訪問看護基本療養費(I) イ 保健師、助産師、<u>看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>による場合(ハを除く。) (1)・(2) (略) ロ・ハ (略) (新設) 2 訪問看護基本療養費(II) イ 保健師、助産師、<u>看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>による場合(ハを除く。) (1)・(2) (略) ロ・ハ (略) (新設) 3 訪問看護基本療養費(III) (略) 注1 1のイ及びロについては、指定訪問看護を受けようとする者(注3に規定する同一建物居住者を除く。) に対して、その主治医(健康保険法第63条第3</p>

第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）の保険医又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）の医師に限る。以下この区分番号において同じ。）から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が指定訪問看護を行った場合に、当該指定訪問看護を受けた者（以下「利用者」という。）1人につき、訪問看護基本療養費(Ⅱ)（ハを除く。）並びに区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費(I)及び(Ⅲ)を算定する日と合わせて週3日を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。）として算定する。

2 （略）

3 2 （ハを除く。）については、指定訪問看護を受けようとする者であって、同一建物居住者（当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。）であるものに対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、訪問看護基本療養費(I)（ハを除く。）並びに区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費(I)及び(Ⅲ)を算定する日と合わせて週3日を限度（注

項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）の保険医又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）の医師に限る。以下この区分番号において同じ。）から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が指定訪問看護を行った場合に、当該指定訪問看護を受けた者（以下「利用者」という。）1人につき、訪問看護基本療養費(Ⅱ)（ハを除く。）並びに区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費(I)及び(Ⅲ)を算定する日と合わせて週3日を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。）として算定する。

2 （略）

3 2 のイ及びロについては、指定訪問看護を受けようとする者であって、同一建物居住者（当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。）であるものに対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、訪問看護基本療養費(I)（ハを除く。）並びに区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費(I)及び(Ⅲ)を算定する日と合わせて週3日を限度（注1に

1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。)として算定する。

4～6 (略)

7 1及び2(いずれもハを除く。)については、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注6に規定する特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、難病等複数回訪問加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人	4,500円
(2) 同一建物内2人	4,500円
(3) 同一建物内3人以上	4,000円

ロ 1日に3回以上の場合

(1) 同一建物内1人	8,000円
(2) 同一建物内2人	8,000円
(3) 同一建物内3人以上	7,200円

8～11 (略)

12 1及び2(いずれもハを除く。)については、同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週3日を限度として算定する。

規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。)として算定する。

4～6 (略)

7 1及び2(いずれもハを除く。)については、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注6に規定する特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、難病等複数回訪問加算として、それぞれ4,500円又は8,000円を所定額に加算する。

(新設)

(新設)

8～11 (略)

12 1及び2(いずれもハを除く。)については、同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週3日を限度として算定する。

イ	所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の看護師等（准看護師を除く。）と同時に指定訪問看護を行う場合	
	(1) <u>同一建物内 1 人</u>	<u>4,500円</u>
	(2) <u>同一建物内 2 人</u>	<u>4,500円</u>
	(3) <u>同一建物内 3 人以上</u>	<u>4,000円</u>
ロ	所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合	
	(1) <u>同一建物内 1 人</u>	<u>3,800円</u>
	(2) <u>同一建物内 2 人</u>	<u>3,800円</u>
	(3) <u>同一建物内 3 人以上</u>	<u>3,400円</u>
ハ	所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）	
	(1) <u>同一建物内 1 人</u>	<u>3,000円</u>
	(2) <u>同一建物内 2 人</u>	<u>3,000円</u>
	(3) <u>同一建物内 3 人以上</u>	<u>2,700円</u>
ニ	所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）	
	(1) 1日に1回の場合	
	① <u>同一建物内 1 人</u>	<u>3,000円</u>
	② <u>同一建物内 2 人</u>	<u>3,000円</u>
	③ <u>同一建物内 3 人以上</u>	<u>2,700円</u>
	(2) 1日に2回の場合	
	① <u>同一建物内 1 人</u>	<u>6,000円</u>
	② <u>同一建物内 2 人</u>	<u>6,000円</u>
	③ <u>同一建物内 3 人以上</u>	<u>5,400円</u>
	(3) 1日に3回以上の場合	

イ	所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の看護師等（准看護師を除く。）と同時に指定訪問看護を行う場合	<u>4,500円</u>
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
ロ	所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合	<u>3,800円</u>
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
ハ	所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）	<u>3,000円</u>
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
ニ	所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）	
	(1) 1日に1回の場合	<u>3,000円</u>
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(2) 1日に2回の場合	<u>6,000円</u>
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(3) 1日に3回以上の場合	<u>10,000円</u>

	① 同一建物内1人	10,000円	
	② 同一建物内2人	10,000円	
	③ 同一建物内3人以上	9,000円	
	13・14 (略)		
01-2	精神科訪問看護基本療養費(1日につき)		
	1~4 (略)		
	注1~7 (略)		
	8 1及び3(いずれも30分未満の場合を除く。)については、訪問看護ステーションの保健師又は看護師が、当該訪問看護ステーションの他の保健師等、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名精神科訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、ハの場合にあつては週1日を限度として算定する。		
	イ 所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合		
	(1) 1日に1回の場合		
	① 同一建物内1人	4,500円	
	② 同一建物内2人	4,500円	
	③ 同一建物内3人以上	4,000円	
	(2) 1日に2回の場合		
	① 同一建物内1人	9,000円	
	② 同一建物内2人	9,000円	
	③ 同一建物内3人以上	8,100円	
	(3) 1日に3回以上の場合		
	① 同一建物内1人	14,500円	
	② 同一建物内2人	14,500円	

		(新設)
		(新設)
		(新設)
	13・14 (略)	
01-2	精神科訪問看護基本療養費(1日につき)	
	1~4 (略)	
	注1~7 (略)	
	8 1及び3(いずれも30分未満の場合を除く。)については、訪問看護ステーションの保健師又は看護師が、当該訪問看護ステーションの他の保健師等、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名精神科訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、ハの場合にあつては週1日を限度として算定する。	
	イ 所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合	
	(1) 1日に1回の場合	4,500円
		(新設)
		(新設)
		(新設)
	(2) 1日に2回の場合	9,000円
		(新設)
		(新設)
		(新設)
	(3) 1日に3回以上の場合	14,500円
		(新設)
		(新設)

③ 同一建物内3人以上	13,000円
ロ 所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合	
(1) 1日に1回の場合	
① 同一建物内1人	3,800円
② 同一建物内2人	3,800円
③ 同一建物内3人以上	3,400円
(2) 1日に2回の場合	
① 同一建物内1人	7,600円
② 同一建物内2人	7,600円
③ 同一建物内3人以上	6,800円
(3) 1日に3回以上の場合	
① 同一建物内1人	12,400円
② 同一建物内2人	12,400円
③ 同一建物内3人以上	11,200円
ハ 所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行う場合	
① 同一建物内1人	3,000円
② 同一建物内2人	3,000円
③ 同一建物内3人以上	2,700円

9 (略)

10 1及び3については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が、医科点数表の区分番号I016に掲げる精神科在宅患者支援管理料(1のハを除く。)を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、精神科複数回訪問加算として、次に掲げる区分に従い、1日に

(新設)	
ロ 所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合	
(1) 1日に1回の場合	3,800円
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(2) 1日に2回の場合	7,600円
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(3) 1日に3回以上の場合	12,400円
(新設)	
(新設)	
(新設)	
ハ 所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行う場合	3,000円
(新設)	
(新設)	
(新設)	

9 (略)

10 1及び3については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が、医科点数表の区分番号I016に掲げる精神科在宅患者支援管理料1(ハを除く。)又は2を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、精神科複数回訪問加算として、それぞれ4,500円又は8,000

つき、いずれかを所定額に加算する。

イ 1日に2回の場合

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) <u>同一建物内1人</u> | <u>4,500円</u> |
| (2) <u>同一建物内2人</u> | <u>4,500円</u> |
| (3) <u>同一建物内3人以上</u> | <u>4,000円</u> |

ロ 1日に3回以上の場合

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) <u>同一建物内1人</u> | <u>8,000円</u> |
| (2) <u>同一建物内2人</u> | <u>8,000円</u> |
| (3) <u>同一建物内3人以上</u> | <u>7,200円</u> |

11 (略)

02 (略)

03 訪問看護情報提供療養費

1～3 (略)

注1 (略)

2 2については、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「保育所等」という。）へ通園又は通学する利用者について、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該保育所等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき各年度1回に限り算定する。また、入園若しくは入学又は転園若しくは転学等により当該保育所等に初めて在籍することとなる月については、当該保育所等につき月1回に限り、別に算定できる。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該保育所等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費2を算定している場合は、算定しない。

円を所定額に加算する。

(新設)

(新設)

11 (略)

02 (略)

03 訪問看護情報提供療養費

1～3 (略)

注1 (略)

2 2については、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「義務教育諸学校」という。）への入学時、転学時等により当該義務教育諸学校に初めて在籍することとなる利用者について、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該義務教育諸学校からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該義務教育諸学校に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費2を算定している場合は、算定しない。

3 (略)
0 4 · 0 5 (略)

3 (略)
0 4 · 0 5 (略)